

## 情報通信審議会 有線放送部会（第16回）議事録

### 第1 開催日時及び場所

平成19年5月24日(木) 13時00分～13時57分

於、第3特別会議室

### 第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、大谷 和子、長村 泰彦、根岸 哲

（以上4名）

### 第3 出席した関係職員

#### (1) 情報通信政策局

鈴木 康雄（情報通信政策局長）、安藤 英作（地上放送課長）、

藤島 昇（地域放送課長）

#### (2) 事務局

山根 悟（情報通信政策局総務課長）

### 第4 議題（非公開にて審議）

#### 諮問事項

ア. 大分ケーブルテレコム株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第1172号】

イ. シーティービーメディア株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第1173号】

ウ. 株式会社ケーブルテレビ佐伯からの申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第1174号】

エ. 大分ケーブルネットワーク株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第1175号】

## 開 会

○根元部会長　ただいまから情報通信審議会 有線放送部会、第16回の会議を開催いたします。

本日は、委員5名中4名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信審議会議事規則第9条第1項第2号（有線テレビジョン放送法第26条の2第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に関する審議）の規定によりまして、非公開にて行います。

## 議 題

ア．大分ケーブルテレコム株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第1172号】

イ．シーティービーメディア株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第1173号】

ウ．株式会社ケーブルテレビ佐伯からの申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第1174号】

エ．大分ケーブルネットワーク株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第1175号】

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は諮問事項が4件ございます。

はじめに、各諮問事項につきまして総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長　それでは、諮問案件につきまして、まず資料16-1に沿ってご説明を申し上げます。

諮問第 1 1 7 2 号

平成 1 9 年 5 月 2 4 日

情報通信審議会

会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣

菅 義偉

諮 問 書

平成 1 9 年 3 月 2 3 日付けで、大分ケーブルテレコム株式会社から、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本及び株式会社福岡放送のデジタルテレビジョン放送の再送信を求めて、有線テレビジョン放送法（昭和 4 7 年法律第 1 1 4 号）第 1 3 条第 3 項に基づき、総務大臣の裁定の申請があった。

よって、同法第 2 6 条の 2 第 3 号及び有線テレビジョン放送法施行令（昭和 4 7 年政令第 4 4 1 号）第 1 条に基づき、当該裁定について諮問する。

以上のとおり、諮問させていただきます。

その内容でございます。1 枚おめくりいただきまして、大分ケーブルテレコム株式会社からの裁定申請の概要についてご説明させていただきます。

裁定申請日が本年 3 月 2 3 日でございます。

裁定申請者である大分ケーブルテレコム株式会社でございますが、大分県大分市に本社を置き、大分市、由布市、国東市において業務を行っておる有線テレビジョン放送事業者でございます。加入者は約 1 2 万人となっております。

裁定の対象事業者でございますが、アール・ケー・ビー毎日放送、九州朝日放送、テレビ西日本、福岡放送の福岡県の放送事業者 4 社でございます。

裁定申請の理由といたしましては、再送信同意に係る協議が不調のためとされており、各放送事業者の北九州テレビジョン中継局の地上デジタル放送の再送信を希望しております。

ページをおめくりいただきまして、3 ページでございます。再送信を行おうとする区域でございますが、業務エリアと同じく大分県大分市、由布市、国東市の一部でございます。最後のページには、別紙として具体的な再送信希望エリアを記載しております。

また、再送信の希望開始日は裁定があり次第速やかにということになっております。

協議の経過でございますが、平成 1 6 年 1 月から平成 1 9 年 3 月まで、再送信同意に

係る協議を福岡県の放送事業者及び大分県の放送事業者と継続してきたところですが、協議が調わなかったため、裁定申請に至ったものであります。

最後に、意見の対立点でございます。福岡県民放発局との協議では、地元民放局の承諾がなければ同意できないとの主張を繰り返される現状となっているということでございます。

また、地元民放局も、デジタル放送の区域外再送信に係る同意については承諾できないという姿勢を堅持されており、承諾できない理由としては、(1) 放送事業は県域免許である。(2) デジタル放送はアナログ放送からの移行ではなく、新しい免許である。(3) 著作権の問題がある。(4) 経営に悪影響を与えるというようなことを挙げられておきまして、とりわけ経営に対する影響が強いということを主張されているというようなことでございます。

これに対しまして、申請者としては、まず(1) 県域免許の問題については区域内外を問わず、再送信による情報伝達は、地域市民、視聴者の方々の要望にこたえるものであり、アナログ放送においては平成4年4月から福岡民放発局様より同意をいただき、15年の長きにわたって再送信を行ってまいりました実績があり、区域外再送信の視聴実態も定着しています。

また、有線テレビジョン放送法に基づいて再送信同意をいただいております。区域内外の再送信について適法に処置されています。

アナログ放送での区域外再送信の同意をいただいていたものが、国策によるデジタル放送への移行時にデジタル放送は新しい免許であることを理由に区域外再送信の同意をいただけないことに納得性や説得性はないということ。

(2) 新しい免許であるという理由については、アナログ放送からデジタル放送へと技術が変化するものであって同意がいただけなくなるような事情変更ではないこと。

(3) 著作権の問題については再送信の同意と著作権法上の許諾については全く別の制度であり、同意について著作権法上の許諾は必要ではありませんし、また、同意があれば、著作権法上の許諾があるとも言えないこと。

(4) 経営に悪影響を与えるということにつきましては、同意をしないことの正当理由(第104国会・衆議院・通信委員会における5つの基準)の基準に合致していないことや自社都合的な理由による区域外再送信の同意をいただけないことについて、権利の乱用ではないかというような主張をしているところでございます。

以上が大分ケーブルテレコム株式会社からの裁定申請の概要であります。

続きまして、資料16-2がシーティービーメディア株式会社についての諮問、16-3が株式会社ケーブルテレビ佐伯についての諮問、資料16-4が大分ケーブルネットワーク株式会社についての諮問でございます。

諮問文につきましては、それぞれ事業者名が異なるほか、全く同一の文でございますので、読み上げのほうは割愛させていただきます。

それぞれの事業者の概要のみ、ごく簡潔にご説明申し上げます。

まず資料16-2のシーティービーメディア株式会社でございますが——失礼しました。2枚目でございます。大分県別府市に本社を置き、別府市と速見郡日出町において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございます、加入者数は約4万2,000人となっております。

次に、資料16-3の株式会社ケーブルテレビ佐伯でございますが、これは2枚目のほうです。大分県佐伯市に本社を置き、佐伯市全域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございます、加入者は約1万6,000となっております。

資料16-4の大分ケーブルネットワーク株式会社でございますが、大分県大分市に本社を置き、大分市の一部において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございます、加入者は約8,000人となっております。

いずれの申請者もアール・ケー・ビー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、株式会社福岡放送の地上デジタル放送の再送信を希望しており、平成16年6月から平成19年3月まで、再送信同意に係る協議を福岡県の放送事業者及び大分県の放送事業者と継続してきたところですが、協議が調わなかったため、裁定申請に至ったものであります。

以上4件について諮問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○根元部会長　　ありがとうございました。

続きまして、福岡県の放送事業者4社から提出された意見書につきまして、総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長　　続きまして、福岡県の放送事業者から提出された意見書の概要につきまして、まず、資料16-5に沿って説明をさせていただきます。

これはそれぞれの4社から来た資料を事務局のほうで取りまとめさせていただいたのでございます。

総務省では、大分県の有線テレビジョン放送事業者4社からの裁定申請を受けまして、有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、福岡県の放送事業者4社に対して意見書の提出を求めました。それに対しまして、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社及び株式会社福岡放送からは4月26日に、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本からは5月1日にそれぞれ意見書の提出がありました。それぞれの意見書の内容を精査いたしましたところ、各社とも共通の論点について意見を述べている箇所も多くございましたので、まず、この資料16-5というものに基づきまして、各社から提出されました意見書の概要について説明させていただきました後、各社それぞれの特徴的な意見については補足的にご説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、資料16-5の2、放送事業者の「同意できない」とする主な理由というところのご説明をさせていただきます。ここに各社からの意見を項目別に整理させていただいておりますので、順にご説明を申し上げます。

まず、放送の意図の観点からの理由といたしまして、放送の意図には、編成意図に限らず、放送される地域（地域性）も含まれており、地域性については免許上の放送対象地域が含まれるとともに、放送事業者が判断すべき事項であるため。

地域限定CM等が意図せぬ地域で放送される場合には、広告主の意に反するため。

ワンセグ放送も編成の一部として放送の意図に含まれるものであり、ワンセグ放送が受信できなければ意図が損なわれるためというような意見がございました。

次に、経営的・金銭的な観点からの理由といたしまして、同系列の放送事業者の視聴率等が下がることは系列ネットワークの体制維持に悪影響を及ぼすため。

地元放送事業者に経営的な影響がある。または地元放送事業者が承知できないとしている。著作権処理が十分に行われるか不明であるというような意見がございました。

次に、制度的な観点からの理由といたしまして、区域外再送信そのものが区域免許制度に矛盾する。裁定制度導入時に比べてケーブルテレビが成長していることや全国4波化が進んでいることから、裁定制度そのもの及び5つの裁定の基準を見直すべきである。著作権法と有線テレビジョン放送法の2つが不整合である。ケーブルテレビが主張するチャンネルの格差是正についてはケーブルテレビ事業者が考えるものではなく、国が考えるべきものであるというような意見がございました。

また、その他といたしまして、区域外再送信の視聴が常態化すれば、地域の災害情報等を見る機会を失い、地域住民に不利益を及ぼす。①直接受信可能な場合、②生活圏・

文化圏一体的な場合、③アナログ適法な同意の場合のすべての要件を満たすときには同意を検討するが、裁定申請者はこれを満たしていない。福岡一極集中が進み、地域の活性化がますます衰退する。デジタル放送とアナログ放送は別なものであり、デジタル放送も同意しなければならないという理由はないというような意見もございました。

以上が福岡県の放送事業者から提出された意見書の概要でございます。

また、各放送事業者から提出されました意見書につきましては、アール・ケー・ビー毎日放送につきまして資料16-6、九州朝日放送につきまして資料16-7、テレビ西日本につきまして資料16-8、福岡放送につきまして資料16-9にそれぞれ意見書の写しを資料として添付しております。非常に大部ではございますが、今後の審議のご参考としていただければと存じます。

なお、各放送事業者からのご意見につきましては、ただいまご説明申し上げました資料16-5にほぼ網羅されておりますが、そこで触れられていなかった意見につきましてごく簡単に補足を申し上げたいと存じます。

まず、アール・ケー・ビー毎日放送からは、裁定の判断においては地元局の経営に深刻な影響をもたらすことから、福岡民放4社の意見とあわせて、大分民放3社の意見も十分に反映されるよう強く要望されております。

また、アール・ケー・ビー毎日放送及び福岡放送からは、申請者であるケーブルテレビ事業者について過去に同意書の期限が切れた状態で再送信が行われていたことがあったことについて十分留意されたいということがあわせて申し述べられておりました。

放送事業者からの意見書については以上のようなところでございます。

○根元部会長　　ありがとうございました。

もう一つご説明いただきますが、地上デジタル放送の区域外再送信に関する裁定に当たっての論争点等についてご説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長　　それでは、次に資料16-10に基づきまして、ご審議に先立ちまして、裁定に当たって、ただいまご説明された論点等につきまして、事務局のほうで論点ペーパーというものを仮にまとめてみましたので、これにつきまして概要をご説明させていただきますと存じます。

まず1ページでございます。再送信同意に関する規定について的一种ご確認でございますが、これにつきましてご説明を申し上げます。ケーブルテレビ事業者が放送事業者の再送信を行うためには、有線テレビジョン放送法第13条第2項の規定に基づき、当

該放送事業者と協議して、同意を得る必要があります。ただし、協議が調わず、またはその協議をすることができない場合には、同法第13条第3項に基づき大臣裁定の申請を行うことができることとなっております。裁定申請があった場合、総務大臣は、同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、同意すべき旨を裁定することとなっております。これを規定しているのが同法第13条第5項でございます。

次に、2ページでございます。それでは、正当な理由とは何かということでございますが、正当な理由とは、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され、または歪曲されないことを担保するという再送信同意制度の趣旨にかなうものとして、下の囲みの5点が判断基準の目安になるということで、国会答弁が行われております。

具体的には、①放送番組が放送事業者の意に反して一部カットして放送される場合。②放送事業者の意に反して異時再送信される場合。③放送時間の開始前や終了後にそのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か、混乱が生じる場合。④ケーブルテレビの施設が確実に設置できるという見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等、ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題があるとされる場合。⑤ケーブルテレビの受送信技術レベルが低く、良質な再送信が期待できない場合でございます。

次に3ページでございます。諮問事項の審議に先立ちまして、根元部会長と事務局のほうで先にご相談をさせていただきまして、全く何もない白紙の状態では審議を行うより、事務局のほうで一応の論点のたたき台のようなものを作成して、議論を始めたほうがより効率的な審議が行われるのではないかとのご提案をいただきましたので、裁定対象者である福岡県の放送事業者から提出された意見書の意見及び裁定申請者である大分県の有線テレビジョン放送事業者からの意見を対比させ、さらに必ずしもぴたっと当てはまる意見がない部分につきましては、従来からケーブルテレビ事業者あるいは民間放送事業者が主張されているようなところを若干補足いたしまして、どのような論点が考えられるかということについて事務局のほうで以下のように取りまとめさせていただきました。順に上から説明をさせていただきたいと存じます。

まず1段目でございますが、放送事業者からは、いわば総論として、総務省が昭和61年国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる5基準は実態に合っておらず、見直しが必要であるという意見が出されております。

一方、有線テレビジョン放送事業者側として今回の裁定申請者の申請書には特段の記

述はございませんでしたが、一般的にはいわゆる5基準は現在でも有効であると考えているということが言われております。

したがって、まず論点としては、少なくとも総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる5基準について、現在でも妥当性があるかどうか。それから、時代、環境の変化等も踏まえ、総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由の5基準に新たにつけ加えるべき事項があるのかどうかということが考えられるのではないかというふうに思います。

2段目の放送の意図についてでございます。放送事業者からは、放送対象地域を超えるものについては放送の意図を歪曲する。地域限定CM等が意図せぬ地域で放送される場合は放送の意図を歪曲する。ワンセグが視聴できなければ放送の意図を歪曲するという意見が出されております。

一方、有線テレビジョン放送事業者側といたしましては、今回の裁定申請者の申請書には特段の記述はございませんでしたが、一般的にはそもそも法律上も区域内と区域外を規定で分けていない以上、区域内外で区別すべきではないと主張されてきておりましたので、今でもそう考えているのではないかというふうに思われます。

したがって、論点といたしましては、有線テレビジョン放送法では、区域内再送信と区域外再送信を区別していないが、放送の意図を考えるに当たって区域外であることを考慮すべきかどうか。それから、放送事業者が再送信される地域をあらかじめ了知している場合、放送の意図の歪曲性についてどのように考えるべきかというものが考えられます。

次に、3段目の経営的・金銭的問題についてでございますが、放送事業者から、地元放送事業者にとって視聴率や営業収入など、経営的な影響を受ける、あるいは系列ネットワークの維持が困難になるという意見が出されており、一方、有線テレビジョン放送事業者側からは、経営に影響を与えるからという理由は、総務省が昭和61年、国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる5基準には合致していない。自社都合的な理由により区域外再送信の同意を出さないというのは権利の乱用ではないかというような意見が出されているところでございます。

したがって、論点といたしましては、地元放送事業者の経営状況について勘案する必要があるか、系列ネットワークというビジネスモデルについて勘案する必要があるかというものが考えられるのではないかというふうに思います。

また、経営的・金銭的問題のうち、特に著作権処理に関しましては放送事業者側からは著作権処理が不十分であるという意見が出されており、一方、有線テレビジョン放送事業者側からは再送信の同意と著作権法上の許諾については別個の制度であるという意見が出されています。

したがって、論点といたしまして、再送信に当たっては有線テレビジョン放送法の同意と著作権法上の許諾の2つを得る必要があります、著作権処理については著作権法の許諾で対応すべきではないか。あるいは、有線法の中で考えることが可能かどうかというようなところも含めて考えられるというふうに思います。

次の4ページに移ります。引き続き両者の意見と論点の対照表を掲げさせていただきます。

1段目のアナログ視聴者の利益の保護についてでございます。放送事業者側からは、アナログとデジタルは別であり、アナログで同意したからといって、デジタルで同意する必要はないという意見が出されています。一方、有線テレビジョン放送事業者側からは、放送のデジタル化は、アナログ放送からデジタル放送へと技術が変化するものであって、同意がいただけなくなるような事情変更ではないという意見が出されています。

したがって、論点といたしましては、アナログ放送とデジタル放送は別の放送ではありますが、有線テレビジョン放送法の裁定の判断に当たって、アナログ放送の再送信の事実を勘案する必要があるか、すなわち有線テレビジョン放送法の目的である受信者の利益の保護について勘案する必要があるのかどうかというものが考えられるのではないかと思います。

2段目の地元経済、視聴者に与える影響についてでございますが、放送事業者の側からは、区域外再送信の視聴の常態化は地域住民の不利益や経済の停滞につながるという意見が出されています。一方、有線テレビジョン放送事業者からは、再送信は視聴者の要望にこたえるものであるという意見が出されています。

したがって、論点といたしまして、再送信同意制度は放送の意図を担保する趣旨であるとこれまで解されてきたところですが、地元経済、視聴者への影響についても勘案する必要があるかどうかというものが考えられるのではないかと思います。

なお、括弧書きで記述させていただいておりますが、現在、いわば県民代表として大分県知事に対しまして、福岡からの区域外再送信を求めることにより何らかの県民の不

利益が生じるかということについて、文書による意見照会を行っているところでございます。その照会の締め切りを5月末とさせていただいておりますので、また次回の会合でも、大分県からのご意見をご紹介させていただければというふうに思っております。

3番目の、違法再送信についてでございますが、放送事業者側からは、過去に同意が得られずに再送信されていた事実も勘案すべきであるという意見が出されております。一方、有線テレビジョン放送事業者側からは、有線テレビジョン放送法に基づいて再送信同意を得ており、適法に処理しているという意見が出されております。

論点といたしましては、当該放送事業者のアナログ放送とデジタル放送は別の放送ではありますが、有線テレビジョン放送法の裁定の判断に当たって、アナログ放送の再送信の事実を勘案する必要があるかどうか。また、仮にアナログ放送の再送信の事実を勘案する必要があるとした場合にあっては、過去において期限切れで再送信を行ったことがあるというような事実を今回のデジタルの再送信を認めるかどうかということに勘案すべきかどうかというものが考えられるのではないかと考えられます。

最後に4段目の裁定制度等についてでございますが、放送事業者側から、ケーブルテレビの発展にかんがみ、廃止または大幅な見直しが必要であるという意見が出されております。一方、有線テレビジョン放送事業者側といたしましては、今回の裁定申請者の申請書には特段の記述はございませんでしたが、一般的には裁定制度の維持存続を望んでいるというふうに考えられます。

したがって、ここでの論点といたしまして、放送事業者が主張する裁定制度の見直しにつきましては、行政への要望事項であり、同意を与えない理由には当たらないのではないかと一応考えられます。

両者の意見の対比と考えられる論点につきまして以上でございますが、なお、参考といたしまして、5ページのほうに放送事業者と有線テレビジョン放送事業者がこの区域外再送信の問題につきまして、全国レベルで見ると、どのような主張をしているのかということについてご紹介をさせていただいております。これを踏まえまして、先ほどの括弧のところ等埋めさせていただいたところでございますが、時間の関係もございまして、本日はこれについては説明を省略させていただきます。

次に、資料16-11について若干のご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらのほうに過去の裁定と国会答弁について、資料として取りまとめさせていただきました。過去の裁定事例の概要について、今後の審議の参考のために本文をそのまま

全文添付させていただいております。本日はこれもお時間の関係がありまして、ご説明については省略させていただきますが、今後のご審議の参考としていただければというふうに考えております。

また、再送信同意制度と裁定制度に関する過去の国会審議の議事録につきましても、これの17ページから、非常に細かい字、縮小で、まことに恐縮ではございますが、必要と考えられるものについて、全部添付をさせていただいております。こちらのほうも時間の関係上、説明についてはまことに申しわけありませんが、省略させていただきたいと存じますが、こちらについても今後のご審議の参考としていただければというふうに存じ上げます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○根元部会長　　ありがとうございました。

では、諮問いただいた事項につきましての背景をご説明いただきましたし、ある意味での論点整理のことについても説明いただきました。

それでは、これから諮問事項の審議でございますが、ただいまのご説明に関して何かご意見、ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。初めてですので、ご質問がたくさんあるかと思ひます。よろしくお願ひします。

○根岸委員　　この有線テレビジョン放送法のこの制度は古いものではあります、もともといわゆる立法趣旨というか、そういうものはどういうことであつたのかと。そういうことから放送の意図というか、5基準が出てきたと思うのですけれども、簡単にご説明いただけますでしょうか。

○藤島地域放送課長　　まず、昭和47年に有線テレビジョン放送法というものが施行されておりますが、そのときの答弁ぶりでは、放送事業者の放送の意図がその意に反し害され、または歪曲されないことを担保するため再送信同意制度を導入した。放送の意図が意に反して害され、あるいは歪曲されないことを担保するということが述べられていられると思ひます。当初の提出法案ではこれだけだつたんですが、ただ、協議が調わなかつたときにどうするというような疑問がありまして、国会修正によって、この当時は大臣によるあつせん制度というものが設けられておりました。ただ、あつせん制度というのは制度として設けられておつたんですが、主として地元放送局の了解が得られなかつたということがあつて、区域外再送信について拒否する事例というのが多々発生いたしまして、あつせん制度というのが十分機能していないのではないかというような事情が

ございまして、昭和61年になって有線テレビジョン放送法が改正され、あっせん制度というものを廃止して、現在の裁定制度というものが導入されたということになっております。

したがいまして、基本的に立法趣旨そのものは、同意がなぜ必要かということにつきましては放送の意図というのが歪曲されたり、害されたりしないこと。それから、裁定制度というのは、その場合にあつて、事業者の争いを最終的に解決する手段ということで設けられたものということが言えようかと思ひます。

○根岸委員　普通に何も知らない人間が考えますと、いわば他人がつくった放送を自分に放送させてくれとって同意を求めるといふのは異例ですね。異例だけれども、これはむしろ同意を求めたら、原則として認めなければならないような規定になっている。これは素人が一見して見ると不思議な制度なわけですね。ということは、この当時というか、ケーブルテレビの状況というか、何か特別なそういう理由があつた。多分当初は難視聴とかいうのはよくわかりますが、必ずしも難視聴の目的ではないわけですね。難視聴でないものについて、なおこういう原則として同意を求めて請求したら同意を与えなければならないような、そういう制度になっているというのが、一見したところ不思議な感じがするといふので、その当時、どうしてそういうことになつたのかといふのがわからないので、教えていただけるとありがたい。

○藤島地域放送課長　第13条の第2項といふのが任意再送信には同意が必要だといふ規定でございまして、第1項のほうでは義務再送信の規定になっておりまして、立法当時で言えば郵政大臣が定めた区域においては有線テレビジョン放送事業者は再送信を行わなければならないといふ、そういう規定になっております。それで、この再送信、郵政大臣が定めた——現在では総務大臣でございまして、定めた区域において再送信する場合においては、2項の同意は要らない、こういう法体系になっておりまして、第1項が義務再送信となっておりますので、立法者の意図としてはケーブルテレビといふのは地上放送を再送信するといふ性格が強いものといふのが根本にあつたのかなといふふうに思ひます。

ただ、再送信するといつても、まさにおっしゃられたようなそもそも再送信すべき放送の内容を再送信する過程でゆがめてしまうようなことがあつては、視聴者にとつても不利益になるといふことで、そこについては担保しよう。ただ、ケーブルテレビは基本的に地上波の放送を再送信するといふ性格が色濃いものなのだからといふのがまず大前提

としてあって、今の第13条というのができ上がっているのかなと。

○根岸委員　　そうしますと、次々で、素人の質問で申しわけありませんけど、再送信が義務づけられていたのは1項ですね。それはなぜなのかとか、どうしてそういうことになったのかとかいうのはどうでしょうか。要するに、ケーブルテレビというのはそういうものかということでしょうか、なぜそうなのかとか、見えないとか、難視聴だから視聴者のためにそういうことをするというのはわかるのですが、そうでない、加えたものもあるわけですね。

○藤島地域放送課長　　基本的には電波で放送が受信できない場合は、視聴できるようにするという、自分の営業エリアとか、施設の許可エリアにつきましては、基本的に届ける義務を有線テレビジョン放送事業者に負わせておるような体系でありまして、ですから、まず全体に届けなさい。再送信とか、放送の電波を自分の有線テレビジョンのカバーエリアにはきちんと届けなさいということが有線テレビジョン放送法の基本精神としてありまして、ないところに届けなさいというのがもちろん中心ではあるのですが、電波で放送が受信できないところに届ける以上あるところに届けてはいけないというのが逆には出てこないということなのかなというふうには想像いたします。おっしゃられるとおり、現在ではむしろあるところに届けているほうが多くなっているじゃないかというところをご質問のご趣旨かと思えますけれども、そもそもの始まりがないところに届ける。ないところには届けるけれど、どうせ線は、全部エリアいっぱいにくわけるので、結果としてあるところにも届いてしまうというのがスタートだったのかなというふうには想像いたします。

○根岸委員　　私ばかりでも困りますので、どうぞ。

○根元部会長　　ほかにございますか。今のなぜ義務化したか。再送信しなきゃいけない。やっぱり目的はあったわけですね。CATVができて、テレビがあってCATVをやらないとだめな難視聴地域とか、放送が見れない。そこはイーブンに見れるようにで、多分義務化とか、社会的観点からそうしなきゃいけない事情があったんだと思うのです。それがベースで、今度許可をとらなきゃいけないとか何とかと、発展して行って、そこがクリアじゃないと……。その条件が今と――何年前かわかりません。昭和何年とかいうと大分違いますからね。そうすると、同じように議論していいかどうかという根幹なものですからね。なぜ義務化したか。多分こういうのは文化的にはアメリカあたりが先で、それで何かいろいろな社会的問題点があって、立法としてそういうことをやっておかな

いと、国民に不公平が生じるとか何かってそういう必然性があったような気がするんですね。そんなのを教えてもらおうといいかなと聞いていたのですけどね。そうすると、どういうところを議論すべきかという話もクリアになるかもしれないなと思ったのですけど。

○藤島地域放送課長　わかりました。申しわけありませんが、本日、第13条の立法趣旨ということにつきまして、詳しい資料を用意しておりませんので、次回までにそれについてご用意させていただきたいというふうに存じます。

○大谷委員　今の話の続きですけど、根岸先生が最初におっしゃっていた、自分がつくったものをほかの人が再送信させてくれといったときに、拒絶する権利が当然ありそうなものなのに、義務化されているのは別な、難視聴地域への配慮といったことがあるからですねという言い出しをされたので、自分がつくったものを保護するという観点では、今回も放送事業者側から出ている著作権処理の話が、直接それを保護する法制度だと思います。

今回、著作権法制度と有線テレビジョン放送の制度の矛盾というか、意図的な違いのような気もしないわけでもないのですけれども、そういったものがあって、放送事業者に認められている、例えば著作隣接権とか、その範囲の主張であれば許されるところが、同意制度がもともと前提とされているというようなことをスタートにして、本来は受信者の利益というのが有線テレビジョン放送の最初の目的だとすれば、多くの人が多く放送番組に接することができるというのがこの放送の目的だとすれば、再送信はどちらかという奨励すると。障害をできるだけ取り除いていくというのが法律の趣旨だとすれば、つくった人を保護するとか、あるいは番組を編集して一定の制作意図のもとに視聴者に届けるというような放送事業者の著作隣接権とかというものについては、著作権法が持っている制度でおそらく十分なのではないかと。

ただ、著作権法で定めている権利の制限規定などと有線テレビジョンの規定とは若干不整合な部分もあって、それは制度的に解決しなければいけないのだけれども、その部分を放送事業者側からの口実的に使われていて、矛盾があるのは事実だけれども、矛盾がほんとうに障害になるのかという点では、突き詰めて主張されていないような印象を受けているんですね。

そういう意味でも、おっしゃるように有線テレビジョン放送制度の立法趣旨もさることながら、著作権法制度との関係についても、せっかくの機会ですので議論したほうが

いいような気がしております。

○藤島地域放送課長　本日ご用意しておりませんが、事務局のほうでまたそちらのほうをまとめさせていただいて、ご提出させていただきたいというふうに思います。

○根岸委員　事実として確かに古いのですけれども、最近だと、平成5年の裁定というのがあるわけですね。したがって、平成5年から、今平成19年ですから、14年というのは長いようですが、昭和47年とか、そういうのから比べれば、比較的最近、裁定も行われている。これは、多分ほとんど当初の考え方と全く同じ考え方で同意を与えている。あるいは、裁定をしているということになるのですね。ですから、状況が変わってはいるのだけど、変わったから、当然、変わったようにしろというように直ちにかなかないところもありますね。これは、私たちというか、法律家は、立法論でしょうか、解釈論でしょうかと、そういうような問題ともかかわっていて、制度としては確かに状況が変わったので、このままずっと続けていいのかなという気はいたしますが、しかし、それを現行法というか、このもとの、どこまで考慮できるのか、ちょっと難しい問題がありますね。

○根元部会長　我々は現行法内でやるしかないのですね。

○藤島地域放送課長　はい。

○根元部会長　現行法内で矛盾を感じながら、現行法内でどう判断するかということになるんですか。

○根岸委員　まあ、そうですね。ただ、現行法といっても、もちろん解釈だから、解釈が全く変えてはならないというか、というわけでも必ずしもないのです。しかし、もし変えるのであれば、それは相当の理由がないと変えられないわけで、そういう相当の理由があるかということですけどね。

○藤島地域放送課長　矛盾だとお感じになるところにつきましては、そういう意見をおっしゃっていただければ、裁定は裁定として総務省としての本来の行政のほうに反映させていただくことも可能かと思しますので、そちらについてもご議論していただいて、もちろん結構でございますので。

○長村委員　私は、法律はわかりませんが、どこにスタンスを置くかということが大事じゃないかなと思うのですね。これは民意がどうなのかというところだと思うのですよ。ここにも記載のとおり受信者の利益の保護という、ここが大事だと思うし、放送業者のほうは、地域住民の不利益や経済の停滞につながるという、ほんとうに検証されて言わ

れている主張なのかどうか。そうじゃないような気がします。やはり民意はどうかかということが大事だと思いますし、今、大分県知事に意見聴取されているわけでしょう。そこには一定程度民意が反映されると思いますので、そういった展開も含めて、1つ判断をすべきじゃないかと思います。

もう一つは、ここにも記載のとおり、放送法と著作権の問題は別の性格のものだと思うんですね。そこで、過去の2つの事例がありますが、ここには著作権のことは触れられてないんですが、山陰と高知のときは著作権問題はどのような問題になったのか、なっていないのか。なっていれば、どういう方策が講じられたのか。その辺も1つの判断材料になると思うのですね。そのあたりはどうでしょうか。

○藤島地域放送課長 著作権の問題につきまして、論点は次回、資料でご説明させていただきたいと思いますが、これにつきまして従来から放送事業者側とケーブル事業者側での意見の対立というところが実際問題としてございまして、きょうの資料で言いますと、資料16-11の過去の裁定と国会答弁についての資料で、5ページ目の上のエと書かれているところですが、2つ目のパラグラフですけれども、サンテレビジョンは、著作権等の処理、番組販売、放映権契約への影響についても主張したが、申請人は、これらについては一般の例により誠実に対応する旨、回答していると。放送事業者側からは、できてないじゃないか。ケーブル事業者側からは、いや、言われたことはやりますよという。一種すれ違いの状態。やれといってもできないではないか、いや、やるといったらやりますよというところで、具体的にどういう処理をすればという、その先に突っ込んだ話に、過去からなっていないような状況で実際問題としてはございまして、国としても一貫したスタンスとしては、有線テレビジョン放送法と著作権法というのは、そもそも保護法益なり、カバー範囲というのが違う、別の制度であって、過去の裁定のときのスタンスで言うと、著作権の問題というのは、基本的には同意裁定とは別の制度であるというスタンスで臨んでいるというところがうかがわれます。

○根岸委員 ちょっと大谷さんにお伺いしたいのですが、著作権法上の問題というのは、だれが侵害することになるのかとか、よく最近はテレビの放送などは2次利用というのがありますね。2次利用については、そこに出演している人に一々許諾をとらないと、なかなか出せないというような話がありますが、そういう問題もあるけれども、もう一つはそもそも自分がつくった番組を人が使うわけですね。そういうのがあって、幾つか著作権法上の問題でも違う問題があるかなと思うんですが、著作権法上の問題と

というのは、このままぱっと放送したらだれが侵害することになるんですかね。

○大谷委員 侵害するのはやはりケーブルテレビの事業者が……。ただし、侵害を受けるほうは、著作権者は番組制作者ですので、放送事業者そのものでないことのほうが多いとは思いますが、ただし、一定の番組を組み合わせて編集して、それを放送するという点では、放送事業者の著作隣接権が働く部分ですので、隣接権の侵害という事態は当然発生するということですね。

○根岸委員 ケーブルテレビ側が侵害するおそれがある、そういうことですね。

○大谷委員 そうですね。

○根岸委員 でも、もともとの地上波でつくっているいろいろな番組があって、そこに出演者とかいろいろたくさんいると。そういう人について許諾を得ずに2次利用できるのか、そういう問題はありますか。

○大谷委員 実演家等の問題ですね。それは著作権とそれ以外の問題も含めて、両方あると思いますので、それは権利者の範囲ということで言えば、そこまで当然考えてきて、権利処理がされたものを初めて再送信すると。それを気にしないで再送信できるパターンとしては、非営利で、無料でというような特別な場合に限っておりますので……。例えば異時再送信のようなもの、時間を変えてやるようなケースでは、一たん、情報を蓄積するという複製行為が入りますので、複製権の侵害とかということも発生するので、多数の権利がかかわってきて、事実上、有線テレビジョン放送で同意のスキームがつけられていますけれども、それがなかったとしても、できないというものだと思うんですね。というふうには理解しているんですけど。

○藤島地域放送課長 一言ご説明をつけ加えさせていただきますと、原権利者との関係につきましては、日本ケーブルテレビ連盟、加入していないケーブル事業者もいるから、これがすべてというわけではないのですが、日本ケーブルテレビ連盟と音楽著作権協会とか、脚本家協会とか、5つの著作権団体とで団体同士の取り決めがありまして、そこでケーブルテレビ連盟が原著作権団体と合意した内容で、加入世帯数からの収入のうちの何%と決められた料率を納めるという契約を個々のケーブル事業者が原著作権団体と結んだら、その範囲において許諾が与えられたものとするという包括処理といえますか、これについての契約は一応ございます。ですから、その範囲については著作権法上の許諾は得られていると。ただ、これで完全にカバーできているかということ、完全にカバーできていないというところが実際問題としてございます。

- 根元部会長　あとデジタルとアナログの議論が出ていますけれども、質問は2つあるのですが、デジタルでやっている番組をCATVのところが再送信しているという事例は既にあるわけですか。デジタルで放送しているのをどこかで受けて、CATVでデジタルで流すというのは既にやっているわけですか。
- 藤島地域放送課長　あります。
- 根元部会長　そのときは同意をとって、うまくいっている——うまくというか、もめていないところは既にあるわけですね。
- 藤島地域放送課長　あります。
- 根元部会長　そうしたときにアナログとデジタルは別物であるということがありますけれども、そうすると、今大分の放送はアナログをやっていますね。2011年にはデジタルに変えなきゃいけない。そうすると、今やっているCATVの方も、福岡から放送を受けて、アナログを流しているわけですね。CATVはおそらく大分のも流しているわけですね。
- 藤島地域放送課長　福岡のアナログ放送を大分県側に流しております。
- 根元部会長　もちろんそれで大分県のアナログをやっぱり再送信しているんでしょう。
- 藤島地域放送課長　大分県下の地上デジタル放送は、大分県のケーブル事業者が……。
- 根元部会長　やっているのですよね。そうすると、アナログとデジタルの違いというのは、使い方からすると何もないわけですね。その辺をほんとうにアナログとデジタルは大分技術的に違うし、やれることも大分違ってくるんだけれども、移行というのはありますからね。共存じゃなくて、移行ということがあるから、その辺をすっきりしておかないと。将来、2011年にはこうなるのでみたいなことを想定していかないと2つのケースが出るような気がするので、その辺もうまくまとめていく必要があるのかなと思うのですね。
- 長村委員　基本的には一緒だと思います。こういうテーマで取り扱うアナログとデジタルというのは同じものだというふうに思います。
- 藤島地域放送課長　おっしゃるとおり、先ほど例えばワンセグの話とか出ていましたけれども、ワンセグの話がもしこの主張どおりであれば、区域内再送信も、再送信でないということになってしまうのかなというところが1つ問題点としてはあり得る話だと思います。

あと、区域外再送信のほうも、既に佐賀県につきましては、福岡県の区域外再送信を

全事業者同意を得て、現在再送信を行っております。また、徳島県において大阪府にある毎日放送と関西テレビの両番組につきましては、既に徳島県でデジタル放送の再送信をやっておるといふ実態がございます。

○根元部会長 再送信は有料ではないのですね。無料なのですね。

○藤島地域放送課長 無料にしなければならないということは有線テレビジョン放送法からは出てきません。

○根元部会長 通常無料。

○藤島地域放送課長 同意の文書の中で、現在までの一種の商慣習として同意料は取らないという扱いがされてきているというところなんです。今後にもわたってもそうであるかどうかというのは、まさに両者間の協議の問題ということになります。

○根元部会長 ですから、インターネットを通しての放送とか、幾らでも出てくるわけですね。そうしたときに、広告収入とか、大分変わってしまうから。だから、難しいなと思うんですね。地元経済に弊害があるとか、放送局がつぶれてしまうとか、そういう時代の変革点ですからね。それもちょっと気になるなという気はしているんですけど。

ほかにご質問ございますでしょうか。きょう初めてご説明をいただいて、今後、諮問にお答えするというのを先生方にたびたび会議を開かせていただくことになると思うんですけども、きょうは一応、状況を把握していただくということとお考えいただく点をご理解いただきたいということが趣旨でございますが、ご質問よろしいでしょうか。

それでは、予定している時間も迫っておりますので、次、事務局のほうから、今後の進め方についてご説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長 それでは、資料16-12の1枚物、審議の進め方（案）というものにつきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

本諮問案件の今後の審議の進め方についてでございますが、根元部会長と事前にご相談をさせていただきました。そして、地上デジタル放送の区域外再送信に関する裁定案権につきましては今回が初めてのケースであるということもありますので、時間をかけて丁寧に審議を行うということで、事務局のほうにおいて今後の審議の進め方につきましてたたき台を作成させていただいております。

まず（1）といたしまして、次回の有線放送部会においては裁定申請者などからの意見の聴取を行ってはいかがかというふうに考えております。意見聴取をするものの候補といたしまして、裁定申請者である大分県の有線放送事業者4社、裁定対象者である福

岡県の放送事業者4社、そして、その他部会が必要と認める関係者といたしまして、例えば大分県の放送事業者からも意見を聴取してはいかがかというふうに考えております。

また、次回の有線放送部会におきましては、その意見聴取を行った後、ご議論をしていただいて、論点を整理すると。本日いただきました第13条の立法趣旨とか、著作権と同意制度とのかかわり等も含めまして、論点整理を行いまして、ご審議を行っていただければというふうに考えております。

(3)でございますが、本日から数えまして4回目の有線放送部会において裁定案についての審議を行い十分審議が尽くされたということであれば、答申をいただくということではいかがかというふうに考えております。もちろん、審議の状況によりましてはさらに数回のご審議をいただいてから結論を出すということも当然あり得ようかというふうに思いますが、現時点としては4回程度でいかがであろうかというふうに考えておるところでございます。

事務局としては以上のとおり、とりあえずたたき台をお示しさせていただいたところでございます。

○根元部会長　ありがとうございます。

ただいまご説明いただいたようなスケジュールで今後審議を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長　ちょっとタフでございますが、よろしくご協力をお願いしたいと思えます。

本日の議題は以上で終了でございますが、ほかに何かご意見、ご発言はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

## 閉　　会

○根元部会長　本日はこれにて終わりたいと思えます。ありがとうございました。

— 了 —

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。【[配付資料](#)】

担当：総務省情報通信政策局総務課情報通信審議会係 徳部、頓所

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール [t-council@ml.soumu.go.jp](mailto:t-council@ml.soumu.go.jp)